

静岡市規則第17号

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市屋外広告物条例施行規則(平成15年静岡市規則第218号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改め、同条第3項中「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に、「条例第18条に規定する堅<sup>ろう</sup>牢な広告物等の管理者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第28条第1項第1号又は第4号に掲げる者
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士の資格を有する者で、条例第28条第1項第2号又は第3号に規定する講習会の課程を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者

第24条第2項第1号中「(昭和25年法律第202号)」を削り、同項第4号中「帆布製品科」を「帆布製品製造科」に、「職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1」を「同規則別表第11の3の3」に改める。

様式第4号を次のように改める。

屋外広告物安全点検報告書

対象物件	広告物の表示又は設置の場所			
	表示(設置)年月日 〔当初表示(設置)年月日〕	〔	年 月 日	〕
	現在受けている許可の年月日 及びその番号	年 月 日	番 号	
点検項目等		補修を要する 不良な箇所	補修の概要	
			補修年月日	補修の内容
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有・無	年 月 日	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき	有・無	年 月 日	
	3 鉄骨のサビ発生及び塗装の老朽化	有・無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形及び隙間	有・無	年 月 日	
	2 鉄骨接続部(ボルト・ナット・ビス)のゆるみ及び欠落	有・無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	有・無	年 月 日	
	2 溶接部、コーキング等の劣化	有・無	年 月 日	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)及び取付部周辺の異常	有・無	年 月 日	
広告看板	1 表示画板、切り文字等の腐食、破損及び変色並びにビス等の欠落	有・無	年 月 日	
	2 側板及び表示画板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損	有・無	年 月 日	
	3 広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり	有・無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光	有・無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	有・無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化及び破損	有・無	年 月 日	
その他	1 付属部材の腐食及び破損	有・無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食及び損傷	有・無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ( )	有・無	年 月 日	
点検した年月日		年 月 日		
点検実施者	住 所			
	氏 名			
	資格等			

(注) 対象物件が<sup>ろう</sup>堅牢な広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定（「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める部分を除く。）は、平成32年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。